破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第２０５号
岐阜県土岐市妻木平成町３丁目49番地　アベニュー平成101号
債務者　山本　優太
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第２０６号
岐阜県土岐市妻木平成町３丁目49番地　アベニュー平成101号
債務者　山本充三希
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第２５２６号
静岡県静岡市清水区袖師町763番地の１　中央運輸株式会社清水営業所３Ｆ
債務者　工藤　　稔
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２５７２号
名古屋市港区稲永５丁目７番４―502号西稲永荘
債務者　渡邊　修一
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２５８６号
名古屋市北区敷島町37番地　メゾン敷島303号
債務者　平野　照明
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２６１４号
愛知県小牧市大字久保一色3327番地５
債務者　長谷川真美
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１３３９号
札幌市白石区栄通10丁目３番28号　パークハイツ栄301号
債務者　飯山惠美子
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５７５号
札幌市白石区川下３条５丁目２番５―204号
債務者　堤　　直人
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６５４号
札幌市中央区南５条西21丁目１番25―401号
債務者　鈴木　章夫
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６９２号
札幌市北区新琴似８条４丁目２番18―102号
債務者　久保田智彦
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７９２号
札幌市白石区菊水１条１丁目３番４―403号
債務者　須藤　瑞穂
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２８３５号
札幌市北区篠路１条８丁目６番87号
債務者　東口　政実
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２８７２号
札幌市白石区菊水元町１条５―１―22　ローヤルハイツ菊水元町405号室、住民票上の住所札幌市南区真駒内251番地170
債務者　田村　維章
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９９９号
札幌市白石区中央２条２丁目２番44―212号
債務者　三國　博史
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３０５２号
札幌市厚別区もみじ台南４丁目２番２―404号
債務者　田口　正昭
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３０５３号
札幌市厚別区もみじ台南４丁目２番２―404号
債務者　田口美惠子
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３０５９号
北海道江別市上江別419番地の18　サーム高砂弐番館703号室
債務者　小濱　郁子（旧姓濱）
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部